

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年4月まで

国民年金の加入手続を行った時期については、はっきりと覚えていないが、20歳になってからしばらくは国民年金保険料を納付していなかったため、帰省した際に母親と一緒に未納期間の保険料をまとめて納付したことを記憶している。保険料の未納は無いはずであるのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納期間の国民年金保険料をまとめて納付したと述べているところ、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、平成6年3月頃に行われたものと推認され、申立人は当該記号番号により20歳到達月である5年*月まで遡及して国民年金被保険者資格を取得していることから、加入手続後、申立期間の保険料を遡及納付することは可能であった。

また、オンライン記録から、社会保険事務所（当時）において、平成7年6月7日に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、社会保険事務所が過年度納付書を作成する場合、その時点で過年度納付可能な全ての未納期間に係る納付書が作成されることから、当該時点において未納期間であった5年9月から6年4月までの期間に係る納付書が作成されたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間直前の平成5年9月の国民年金保険料は、7年10月17日に過年度納付されているところ、申立人は、保険料は送られてきた納付書により納付したと述べていることから、当該保険料は上述の過年度納付書に

より納付された可能性が高いと考えられ、通常、同じ年度の連続する未納月に係る納付書は1枚にまとめて作成されることから、当該納付書により5年9月の保険料のみ納付することは不自然である。

以上の状況に加えて、申立期間が7か月と短期間であることや、申立人が、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付していることなどを勘案すると、申立期間について、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は9万3,000円、申立期間②は130万円、申立期間③は110万円、申立期間④及び⑤は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月30日
② 平成16年6月1日
③ 平成17年5月31日
④ 平成18年5月31日
⑤ 平成20年5月30日

申立期間①から⑤までについて、A事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、国の記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した役員賞与計算書、源泉徴収簿及び元帳並びに申立人が提出した賞与明細書により、申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間①から⑤までの標準賞与額については、上述の役員賞与計算書及び賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①は9万3,000円、申立期間②は130万円、申立期間③

は 110 万円、申立期間④及び⑤は 150 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①から⑤までに係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月20日は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録（平成19年7月18日を支給日とする記録）を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年7月13日

申立期間①及び②について、A事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、国の記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録がないため標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立事業所が提出した賞与明細書の写しにより、申立人は、当該期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①における申立人に係る標準賞与額については、申立事業所

が提出した賞与明細書の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立事業所が提出した賞与明細書の写しにより、申立人は、当該期間において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の賞与支払日については、申立人が提出した預金通帳において確認できる振込日から、平成19年7月18日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、同年同月13日に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間②当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、申立人の平成19年6月1日から21年5月1日までの期間及び同年11月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、19年6月及び同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月から20年3月までは28万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月から21年2月までは30万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年11月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成23年9月1日から24年2月16日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる23年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA事業所における標準報酬月額に係る記録を同年9月から24年1月までは26万円に訂正することが必要である。

申立期間②から⑤までについて、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における標準賞与額の記録を平成19年8月6日は2万円、同年12月20日、20年7月25日及び同年12月26日は5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月1日から24年2月16日まで
② 平成19年8月6日
③ 平成19年12月20日
④ 平成20年7月25日
⑤ 平成20年12月26日

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所で勤務していたときに自己負

担していたとされる厚生年金保険料と、給与支給明細書における保険料控除額が相違していることが分かったので標準報酬月額を訂正してほしい。

また、同事業所における賞与に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かったが、平成 19 年及び 20 年は賞与が支払われた覚えがあり、保険料も控除されていたと思うので、標準賞与額を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成 19 年 6 月 1 日から 24 年 2 月 16 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成 19 年 6 月 1 日から 22 年 5 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 5 月 1 日から 24 年 2 月 16 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該期間のうち、平成 19 年 6 月 1 日から 22 年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支給明細書及び A 事業所の事業主が提出した賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成 19 年 6 月及び同年 7 月は 28 万円、同年 8 月は 30 万円、同年 9 月から 20 年 3 月までは 28 万円、同年 4 月から同年 7 月までは 30 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 28 万円、同年 10 月から 21 年 2 月までは 30 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 28 万円、同年 11 月は 30 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、年金事務所が所持する厚生年金保険被保険者資格取得届及び平成 20 年 9 月及び 21 年 9 月に係る同被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主が届け出た

報酬月額、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合うものであることが確認できる上、事業主は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないとされていることから、事業主は、給与支給明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 21 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から 22 年 5 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書及び賃金台帳から、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（平成 21 年 5 月から同年 8 月までは 2 万 3,025 円、同年 9 月から 22 年 4 月までは 2 万 5,126 円）に見合う標準報酬月額（平成 21 年 5 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から 22 年 4 月までは 32 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成 21 年 5 月から同年 8 月までは 26 万円、同年 9 月から 22 年 4 月までは 28 万円）よりも高額であるものの、給与支給明細書及び賃金台帳に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（平成 21 年 5 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月及び同年 12 月は 26 万円、同年 9 月及び 22 年 1 月から同年 4 月までの期間は 28 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致している、又は低額となっていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

次に、申立期間①のうち、平成 23 年 9 月 1 日から 24 年 2 月 16 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、24 万円と記録されている。しかし、給与支給明細書及び賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 23 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 26 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 事業所における標準報酬月額を平成 23 年 9 月から 24 年 1 月までは 26 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成 22 年 5 月 1 日から 23 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書及び賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 21 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 22 年 4 月から同年 6 月までの期間は、標準報酬月額 28 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認でき、当該標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

申立期間②から⑤までについて、A 事業所の事業主が提出した賃金台帳により、申立人は、平成 19 年 8 月 6 日は 2 万円、同年 12 月 20 日、20 年 7 月 25

日及び同年12月26日は5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間②から⑤までにA事業所はB健康保険組合に加入しているところ、いずれにおいても申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないことから、事業主が当該期間に係る賞与の届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所及び健康保険組合の双方が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主は申立人に係る当該期間の賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年8月6日、同年12月20日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年4月21日に、資格喪失日に係る記録を同年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月21日から同年7月21日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間において、A事業所に勤務しており、一部期間であるが給料支払明細書も提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細書（昭和51年5月及び同年6月）及び雇用保険被保険者離職票から、申立人は申立期間においてA事業所に勤務し、申立期間のうち昭和51年4月及び同年5月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和51年6月に係る厚生年金保険料の控除について、同年7月の給料支払明細書は確認できないが、A事業所の元同僚は、「営業所の従業員が全員解雇されるまで申立人と一緒に同じ仕事をしていた。」と証言しており、オンライン記録から、当該元同僚の厚生年金保険の資格喪失年月日は、同年7月21日であることが確認できる。

さらに、A事業所の営業所長は、「昭和51年7月の給与は一部未払が生じ、給料支払明細書を受け取ったか明確な記憶はない。従業員の勤務条件や解雇日は同じであったので、申立人の資格喪失日は、他の同僚と同様と考える。」と

証言しており、また別の元同僚は、「社会保険等はしっかりやっていた会社なので、最後の月から厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支社における資格取得日に係る記録を昭和53年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年6月1日から同年7月27日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答を得た。申立期間は、同一企業内で転勤した時期であり、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の労働者名簿、在職証明書及び給与計算書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和53年6月1日にA事業所本社から同事業所B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与計算書の厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年3月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、申立期間において、A事業所B工場に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

親戚の紹介でA事業所B工場に入社し、母親の病気のため退職したとする申立人の主張は、詳細かつ具体性があり、当該事業所の勤務の状況及びC地震が起こった際の工場の状況に係る説明も、申立期間において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言と一致していることから判断すると、申立人は、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録は確認できないが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び同索引票により、A事業所B工場において申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所の被保険者名簿を管理していた社会保険事務所（当時）は、上記被保険者名簿については全て焼失したことから当該被保険者名簿の復元を行ったとしているが、当時、復元が完全に行われなかったことがうかがわれ、申立人の被保険者記録も復元時に欠落したものと推認できる。

なお、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び同索引票において、申

立人の厚生年金保険台帳記号番号が昭和 19 年 6 月 1 日付けで払い出されていることについて、同年 6 月に施行された厚生年金保険法において、同年 6 月から同年 9 月までは、同法の適用準備期間として厚生年金保険法の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月 1 日から開始することが定められている。

これらの事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実を則した記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないことなどの諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、20 年 3 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 20 日

申立期間について、A事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、国の記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録がないため標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が提出した賞与明細書の写しにより、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、申立事業所が提出した賞与明細書の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 18 年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所C工場における資格取得日に係る記録を昭和45年7月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月3日から同年6月3日まで
② 昭和45年7月27日から同年10月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間は転勤した際にできた空白期間であり、申立期間も継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和44年6月3日にA事業所B工場から同事業所D工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和44年4月の才

ンライン記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和45年7月27日にA事業所D工場から同事業所C工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の昭和45年10月のオンライン記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 2327

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月31日から同年6月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。
同一企業内での異動であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所（A事業所の後継事業所）の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和49年6月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和49年4月のオンライン記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から50年3月まで

国民年金加入手続や国民年金保険料納付について具体的な記憶は無いが、20歳になった時から、普通に国民年金保険料を納付してきたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付についての具体的な記憶は無く、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の状況から、昭和50年4月から同年7月までの間に払い出されたものと推認でき、これ以外に申立人に対して別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃初めて行われ、この際に申立期間の始期である20歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。このため、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったこととなり、申立期間当時、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、上述の加入手続時点であれば、第2回特例納付の実施期間内であることから、同制度及び過年度納付等により、申立期間の国民年金保険料を遡及納付することは可能であるものの、申立人は、保険料を遡及納付したことは無いとしている上、ほかに申立人が保険料の遡及納付を行った形跡も見当たらない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1650

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 4 月から 61 年頃、長女の出産を契機として国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る 1 年分の国民年金保険料として 10 万円を振り込んだことをずっと覚えている。申立期間に係る保険料納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月から 61 年頃にかけて国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61 年 5 月 21 日に払い出されており、申立人に別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃初めて行われたものと考えられる上、当該記号番号においては、同年 4 月 1 日付けの国民年金第 3 号被保険者資格取得より前の資格取得記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者についても、申立人と同様に、昭和 61 年 4 月 1 日付けで国民年金第 3 号被保険者として初めて被保険者資格を取得していることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、第 3 号被保険者制度開始に伴い払い出されたものであると推認され、当該記号番号が払い出されるまで、申立人が国民年金に未加入であったことがうかがえる上、申立期間についても、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であることから任意加入対象期間となり、加入手続の時点から遡及して被保険者資格を取得することはできず、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに不自然さは無い。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金の加入手続をした際に交付さ

れたとしている年金手帳にも、初めて被保険者となった日として「昭和 61 年 4 月 1 日」、被保険者の種別として「3号A」と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、日記等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2328 (事案 1475 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月10日から同年10月17日まで

申立期間について、A船舶所有者のB船舶の船員保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けた。

再申立てに当たって、新たな資料等はないが、船員手帳から申立期間も勤務してきたことは明らかなので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立期間においてA船舶所有者のB船舶での船員保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、申立人のことを覚えている者はおらず、申立期間の申立人の乗船状況を確認できる証言を得ることができなかつたこと、ii) A船舶所有者のB船舶の船員保険被保険者名簿によれば、申立人は昭和32年7月9日に船員保険の被保険者資格を取得し、33年3月10日に資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致していること、iii) B船舶の船舶所有者は既に亡くなっているため、当該船舶所有者の遺族に照会したところ、「申立期間当時の資料は無く、申立期間中の船員保険の適用等の事務は、亡くなった船舶所有者のみが行っていたので、当時のことは分からない。」と回答しており、申立人の当該船舶における乗船状況、船員保険の適用状況等について証言及び資料を得ることができなかつたことから、既に平成23年1月14日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る再申立てに際して、申立人が保管する船員手帳から、申立期間も勤務したことは明らかなので納得がいかないとする以外に、新たに提出された

関連資料及び周辺事情は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2329 (事案 756 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月14日から平成元年8月25日まで

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとの通知を受けたが、今回新たに、A事業所の源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i) A事業所から提出された契約書では、申立人の身分は「非常勤」で、勤務日は「週4日」と記載されている一方、申立人が申立期間の直前に勤務していたとする同系列のB事業所の契約書では、申立人の身分は「職員」で、勤務日は「週5日」と記載されており、社会保険庁(当時)の記録によれば、申立期間の直前の期間はB事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できること、ii) A事業所に勤務していた元従業員は、「申立人は週4日勤務だったため、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、また、別の元従業員は、「当時の勤務は週6日制であった。週4日勤務の場合は非常勤であり、非常勤の方は厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」と証言していること、iii) A事業所の契約時及び退職時のCは既に死亡しており、Dとは連絡が取れず、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることはできなかったこと、iv) 申立人のA事業所における雇用保険の加入記録は無いこと、v) 社会保険庁が管理するA事業所に係るオンライン記録において、昭和62年12月1日から平成元年11月13日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無いことから、既に平成21年12月4日

付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、昭和 63 年分給与所得の源泉徴収票の写しを提出して、再申立てを行っている。

しかし、上述の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額（16 万 8,585 円）は、申立期間の直前に厚生年金保険に加入していた B 事業所に係る社会保険庁の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額及び当該事業所が加入している E 健康保険組合の申立期間当時の健康保険料額並びに雇用保険料額を合算した額と概ね一致しており、A 事業所において、厚生年金保険料が控除されていないことがうかがわれることから、申立人が提出した資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月から 43 年 9 月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
しかし、A事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所の写真から、申立人は、勤務した期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 41 年 1 月 20 日から当該事業所が適用事業所でなくなった日（昭和 46 年 12 月 1 日）までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人が元同僚として氏名を挙げた 14 人のうち、申立人が役職者として記憶する複数の者を含む 9 人について、上述の被保険者名簿に氏名は見当たらず、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認ができない。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び事務担当者（事業主の妻）は亡くなっていることから、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。